

京都市消防局訓令乙第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

平成30年9月26日

京都市消防局長 荒木俊晴

第7条第4項中「部隊」を「の消防隊等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 最高指揮者（活動組織規程別表第5に規定する最高指揮者をいう。以下同じ。）は、災害の状況に応じて部隊が安全、確実かつ迅速で効果的な災害現場活動を実施できるよう、必要な措置を講じるとともに、災害による被害を最小限にとどめることをその任務とする。

4 司令部長は、局本部長が最高指揮者となる指揮体制において最高指揮者となることができるものとする。

第8条中「指揮体制の区分及び」を「別表第1に掲げる」に改める。

第10条中「前2条の規定により」を「第7条第1項第2号から第5号までの指揮体制において」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第18条第1号中「又は司令部長」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条及び第8条関係）

| 指揮体制 | 最高指揮者 | 指揮支援を担当する者 | 任務別指揮者又は管内指揮者 | | 左記以外の指揮者 |
|---------|------------|------------------|--|--|----------|
| 第1次指揮体制 | 先着の消防隊等の隊長 | | | | 消防隊等の隊長 |
| 第2次指揮体制 | 所轄指揮隊長 | 統括指揮隊長 本部救助隊長 | 所轄副指揮隊長 応援指揮隊長 応援副指揮隊長 | | 消防隊等の隊長 |
| 第3次指揮体制 | 統括指揮隊長 | 本部救助隊長 | 所轄指揮隊長 所轄副指揮隊長 応援指揮隊長 応援副指揮隊長 | | 消防隊等の隊長 |
| 第4次指揮体制 | 署本部長 | 統括指揮隊長 本部救助隊長 | 所轄指揮隊長 所轄副指揮隊長 応援指揮隊長 応援副指揮隊長 | | 消防隊等の隊長 |
| 第5次指揮体制 | 局本部長 | 統括指揮隊長 本部救助隊長 | 署本部長 | 所轄指揮隊長 所轄副指揮隊長 応援指揮隊長 応援副指揮隊長 | 消防隊等の隊長 |

備考1 定義

- (1) 所轄指揮隊長 管内で発生した災害を担当する指揮隊長をいう（副指揮隊長においても同じ）。
- (2) 応援指揮隊長 所轄指揮隊長以外の指揮隊長をいう（副指揮隊長においても同じ）。
- (3) 管内指揮者 第5次指揮体制における署本部長をいう。

2 第1次指揮体制

- (1) 救急隊長は、救急事故現場に先着した場合に限り、第1次指揮体制における最高指揮者となる。
- (2) 航空機隊長は、航空機隊のみ出動した場合に限り、第1次指揮体制における最高指揮者となる。

3 第2次指揮体制

災害の状況、規模等により応援指揮隊長、応援副指揮隊長、統括指揮隊長又は本部救助隊長を編成しないことがある。

4 第5次指揮体制

署本部長は、局本部長から直接指揮を受け、所轄指揮隊長等を指揮する。

5 その他

最高指揮者は、必要により、第1次指揮体制を除き、局警防本部の班の要員及び署警防本部の警防班員を指揮組織の要員として充てることができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

| 部隊の出動計画の種別等 | | 出動区分等 | | 指揮体制 | | | | | |
|-------------|--|--------------|------|------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | | | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 第4次 | 第5次 | |
| (1) | 全ての災害出動計画 | 特命出動 | 3隊以下 | ○ | | | | | 第4次指揮体制を敷く規模の災害のうち、大規模かつ社会的影響が大きい場合（局本部長が指示した場合に限る。） |
| | | | 4隊以上 | | ○ | | | | |
| (2) | 基準建物火災出動計画 中高層建物火災出動計画 特別消防対象物火災出動計画 集団救急救助出動計画 | 第1出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第2出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動 | | | ○ | | | | |
| | | 第3出動を超える出動規模 | | | | ○ | | | |
| (3) | 特殊災害出動計画 高速道路トンネル特殊災害出動計画 危険物火災出動計画 地下火災出動計画 | 第1出動 | | | | ○ | | | |
| | | 第2出動 | | | | ○ | | | |
| | | 第3出動 | | | | ○ | | | |
| | | 第3出動を超える出動規模 | | | | ○ | | | |
| (4) | 高速道路火災出動計画 高速道路救急救助出動計画 | 第1出動 | ○ | | | | | | |
| | | 第2出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動を超える出動規模 | | | | ○ | | | |
| (5) | 高速道路集団救急救助出動計画 | 第1出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第2出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動 | | | | ○ | | | |
| | | 第3出動を超える出動規模 | | | | ○ | | | |
| (6) | 林野火災出動計画 | 第1出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第2出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動 | | ○ | | | | | |
| | | 第3出動を超える出動規模 | | ○ | | | | | |

備考1 出動区分とは、指令規程第15条第3項に規定する出動部隊数の区分をいう。

2 ○印は、おおむね、出動区分等の欄に掲げる出動規模に応じ、当該印を付してある指揮体制を敷くことを示す。

3 高速道路とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び阪神高速8号京都線をいう。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

| 指揮体制 | 最高指揮者 | 代行者 |
|---------|----------------|-----------------|
| 第1次指揮体制 | 先着の消防隊等の隊長 | 先着の消防隊等の隊長以外の隊長 |
| 第2次指揮体制 | 所轄指揮隊長 | 所轄副指揮隊長 |
| 第3次指揮体制 | 統括指揮隊長 | 所轄指揮隊長 |
| 第4次指揮体制 | 署本部長 (警防班長) | 統括指揮隊長 |
| 第5次指揮体制 | 局本部長 (司令部長) | 署本部長 |

備考（ ）は各指揮体制において最高指揮者となることができる者をいう。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)